

大崎地方合併協議会

第13回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会

日時：平成16年 3月 6日(土)

午後1時～

場所：古川合同庁舎 大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 新市建設計画について

ア 未記載部分の記述について

<個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造>

イ 記載文の変更について

ウ 財政計画の取扱いについて

(2) 地域審議会について

(3) 次回の開催日程について

4. その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

(1) 新市建設計画について

ア 未記載部分の記述について (案)

第 5 章 新市の施策

5 - 2 主要施策の内容

(1) 市民が主役，協働のまちづくり (市民参加・行政改革)

個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造

地域の輝く個性が継続・拡充され，新市でそれぞれが調和し合うことによって大きな輝きを放つよう，これまで培われてきた地域ごとの自治活動をいかしながら，住民が主役となる地域自治組織を創造します。

地域自治組織は，住民自治活動の根幹である自治会等を基礎とし，地域の身近な公共的課題を担うことができるよう，小・中学校区単位や旧市町単位等，地域の実情に応じた一定区域に設置し，総合支所等と連携する協働体制の構築を目指します。また，地域間の公平性や均衡ある発展を担うため，新市建設計画の進行状況や，各種計画策定における提案等，住民意見の反映に努めます。

新市においては，地域を支える人材の育成や各種団体間の連携・交流の活性化等，地域において自主的な活動に取り組む個人・団体の支援についても充実を図ります。

個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造		
地域自治組織等の検討		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による地域自治組織の体制づくり ・ 地域自治組織の運営や活動の支援策の検討 ・ 地域自治組織間の連絡協議会等の設置検討 ・ 条例等の整備 	
人材育成と団体（組織）の活動支援		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域人材バンクの設置運営の検討 ・ 地域リーダーの育成 ・ コミュニティ活動の支援 (各種活動，イベントへの助成，情報提供の充実) 	

イ 記載文の変更について（案）

No	頁	行	変 更 前	変 更 後
1	1	4	<p>これからは、住民にとって……<u>1段落目</u>……考えられます。</p> <p>市町村が、自らの責任の……<u>2段落目</u>……改正されてきました。</p> <p>このため、これからは、自ら考え実行……必要になってきます。</p>	<p>市町村が、自らの責任の……<u>2段落目</u>……改正されてきました。</p> <p>これからは、住民にとって……<u>1段落目</u>……考えられます。</p> <p>このため、自ら考え実行……必要になってきます。</p>
2	2	19	<p><u>利用可能な窓口が増加し、住民票の発行等の窓口サービスが、勤務地や買い物先の近く等多くの場所で利用可能となります。また、市町による学区の垣根がなくなる等、通勤・通学、子育て等多様な面で住民の利便性が向上します。</u></p>	<p><u>利用できる諸証明書発行等の窓口が増加し、買い物先の近く等多くの場所で利用可能となります。また、保育所の入所等においても、勤務地近くでの利用が容易になるなど、住民の生活形態に合わせたサービス利用が可能となり利便性の向上が図られます。</u></p>
3	7	4	<p><u>県と比較して</u>年少人口</p>	<p><u>県全体と比較して</u>年少人口</p>
4	7	11	<p><u>県と比較して</u>、第1次産業、</p>	<p><u>県全体と比較して</u>、第1次産業、</p>
5	38	28	<p>総合的に<u>支援し</u>、</p>	<p>総合的に<u>展開し</u>、</p>
6	38	34	<p>支援体制の<u>充実を図ります</u>。</p>	<p>支援体制<u>づくりに努めます</u>。</p>
7	38	36	<p>環境<u>づくりに努めます</u>。</p>	<p>環境<u>づくりを目指します</u>。</p>
8	39	2	<p>環境の<u>提供とするため</u>、</p>	<p>環境を<u>提供するため</u>、</p>
9	39	3	<p>様々な問題を<u>解決するため</u>、<u>相談指導機能を強化し</u>、</p>	<p>様々な問題に<u>対処する相談指導機能等を強化し</u>、</p>
10	39	9	<p>子育て力の低下に<u>対応して</u>、</p>	<p>子育て力の低下への<u>対応として</u></p>
11	39	10	<p>健やかに育つための<u>環境・体制</u></p>	<p>健やかに育つ<u>ことのできる環境・体制</u></p>
12	42	3	<p><u>また</u>、自然環境と生活環境の調和</p>	<p>自然環境と生活環境の調和</p>

第1章 序論

1-1 合併の必要性

(1) 地方分権へ対応する必要性があります

市町村が、自らの責任のもとで自らの進む方向を定め、具体的な取り組みを実行するという、地方が主役の時代です。地方分権の推進に伴って国と地方自治体は対等の関係となるよう、近年様々な制度が改正されてきました。

これからは、住民にとって最も身近な自治体である市町村が、「自己決定、自己責任の原則」のもと、創意工夫により行政施策の判断・処理を行っていく機会が多くなってくると考えられます。

このため、自ら考え実行していくことができる体制を築く必要があり、行財政基盤の強化や効率化を図っていくこと等が必要になっています。

(2) 少子・高齢化へ対応する必要性があります

わが国では全国的に少子・高齢化が進行しており、平成7年には既に生産年齢人口が減少に転じ、平成18年以降は総人口が減少していくものと予測されています(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月)。

少子・高齢化が進むと、地域活力の低下が懸念されるとともに、保健・医療・福祉・教育等の行政ニーズが増大することが予想されます。

このため、これからは、子育て支援や保健・医療・福祉サービスの充実等少子・高齢化へ対応した施策を展開していくために、財政的負担や専門家の人的確保等が必要になります。

(3) 住民ニーズの広域化・高度化へ対応する必要性があります

市町村合併が進んだ昭和30年代以降、交通網が発達し生活スタイルは大きく変化しています。これに伴って、通勤・通学、通院、買い物等私たちが日常生活で移動する範囲は、市町村という枠を越えて拡大しています。

また、地域住民の価値観の多様化、技術革新の進展等に伴い、行政に対するニーズも多様化、高度化してきているため、市町村の枠を越えて専門的で高度な行政サービスを安定的に提供できる体制を築くことで、住民の生活スタイルに合った行財政運営を行うことが求められています。

(4) 厳しい財政状況へ対応する必要性があります

国、県、市町村の財政状況は厳しさを増しており、さらに地方交付税の見直しが行われています。国からの交付金や補助金を含めて、今後歳入が減少した場合に備えて、より効率的で無駄のない財政運営体制を構築していくことが求められています。

市町村合併は、コストの削減に努め、行政サービスを低下させることなく財源を捻出できる行財政改革とも言えます。

1 - 2 合併の効果

(1) 一体的なまちづくりの実現

合併により、土地利用や都市基盤整備など様々な行政分野において、地域全体を一体的に捉えた効果的なまちづくりの展開が可能となります。

- ・水資源問題，ゴミ・し尿処理等をはじめとした環境問題，観光振興等，広域的な調整，取り組みが必要な分野において，有効な施策を効率的に推進することができます。
- ・広域的な視点に立った道路や上下水道の整備，住宅団地や工業団地整備等の土地利用について，地域が一体となって発展するためのまちづくりを重点的・効果的に実施することができます。
- ・一つの新しい市となることで，これまでの広域連携以上にそれぞれの地域の個性を十分に発揮し，適切な役割分担を行うことが可能となります。
- ・今の市町の枠を越えた広域的な農業の受委託により，経営規模の拡大，担い手の育成や確保が図られる等，各種産業の振興策をより広域的に，積極的に展開することが可能となります。

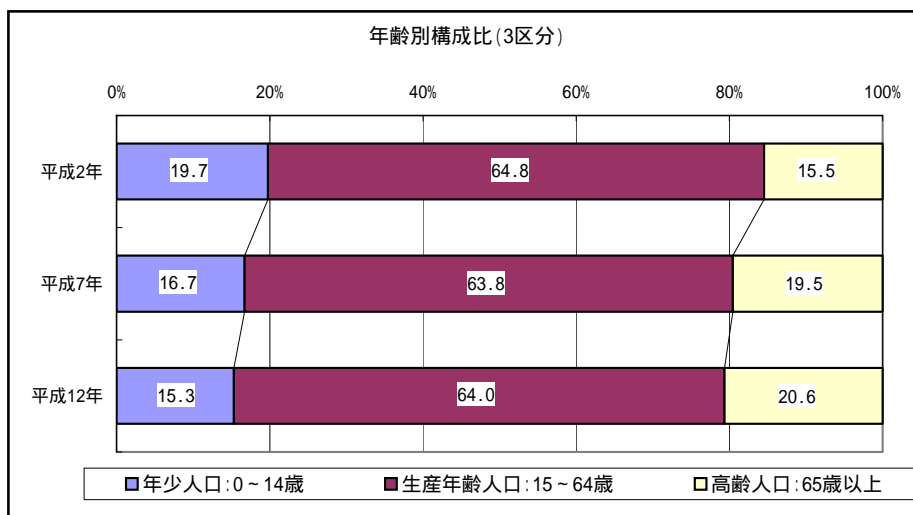
(2) 行政サービスの向上

近年の社会・経済の動きや市民ニーズの急速な変化に対し適切に対応し，質の高いサービスの展開が可能となります。

- ・行政サービスの提供区域が広域化することで，利用できる諸証明書発行等の窓口が増加し，買い物先の近く等多くの場所で利用可能となります。また，保育所の入所等においても，勤務地近くでの利用が容易になるなど，住民の生活形態に合わせたサービス利用が可能となり利便性の向上が図られます。
- ・文化会館，公民館，スポーツ施設，保健福祉施設等の各種公共施設については，広域的な利用が可能となるとともに，これまで人口規模から対応が困難であった施設の設置やサービスの提供に取り組むこともできるようになります。
- ・法令，福祉，女性政策，都市計画，国際化，情報等，より専門的な職員を配置することが可能となり，質の高い，きめの細かいサービスの提供が可能となります。

2 - 2 年齢構造

平成12年国勢調査による大崎地方（1市6町）の年齢構造（人口構成）をみると、年少人口（0～14歳）が15.3%（宮城県15.0%）、生産年齢人口（15～64歳）が64.0%（宮城県67.7%）、高齢人口（65歳以上）が20.7%（宮城県17.3%）となっており、**県全体**と比較して年少人口・高齢人口が高く、生産年齢人口が低くなっています。

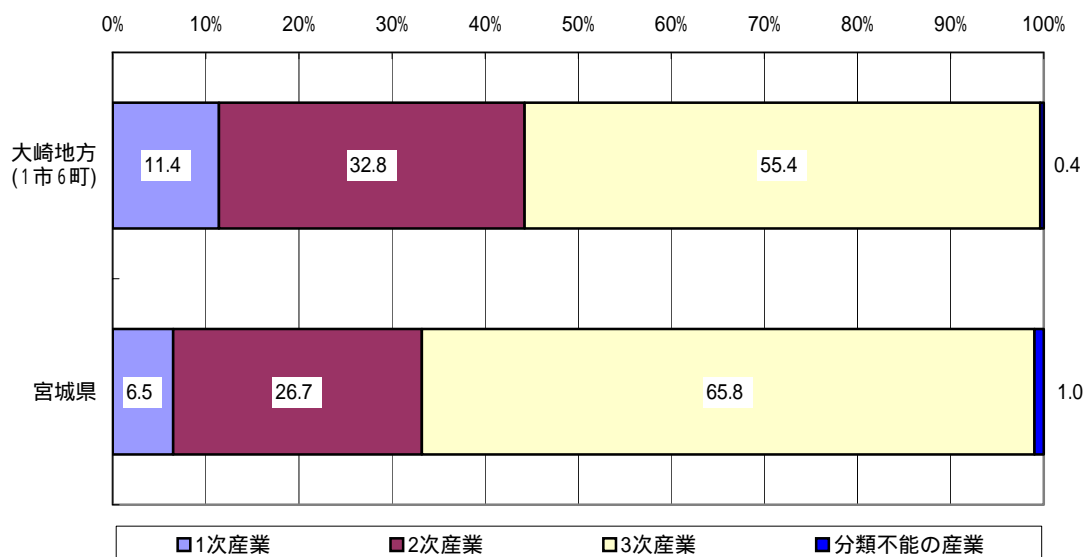


2 - 3 産業構造

(1) 産業分類別就業人口

大崎地方（1市6町）の産業別就業構造を3分類でみると、第1次産業が11.4%、第2次産業が32.8%、第3次産業が55.4%、産業大分類でみると、サービス業が24.2%、製造業が20.8%、卸売・小売業・飲食業が19.2%、建設業が12.0%、農業が11.2%となっています。**県全体**と比較して、第1次産業、第二次産業の比率が高くなっています。

図 産業分類別就業人口(平成12年)



5 - 2 主要施策の内容

(1) 市民が主役，協働のまちづくり（市民参画・行政改革）

市民が主体的にまちづくりを実践し，自立した地域運営を展開していくため，まちづくりに参画できる仕組みや，真に市民のニーズに合った円滑で効率的な行政経営を実践し，市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として，市民と行政が一体となり共に行動できる協働¹のまちを目指します。

市民参画のまちづくりの推進

市民と行政が一体となった新市のまちづくりのために，協働の体制づくりを進め，市民が主役のまちづくりを推進します。

市民の市政に対する理解と参画を促進するため，ホームページ等広報手段の充実や分かりやすい情報提供に努めるとともに，地域における情報化の推進を図ります。

ボランティア・NPO²等多様な市民活動を充実させるため，その活動拠点の整備やネットワーク化の支援に努めます。また，子どもたちの豊かな人間性を育むとともに，地域の担い手としての意識の高揚を図るため，子どもの人権を尊重し，個性や自立性を認め，子ども自身によるボランティア活動等社会参加の促進や自ら将来について考える場の創出に努めます。

個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造

地域の輝く個性が継続・拡充され，新市でそれぞれが調和し合うことによって大きな輝きを放つよう，これまで培われてきた地域ごとの自治活動をいかしながら，住民が主役となる地域自治組織を創造します。

地域自治組織は，住民自治活動の根幹である自治会等を基礎とし，地域の身近な公共の課題を担うことができるよう，小・中学校区単位や旧市町単位等，地域の実情に応じた一定区域に設置し，総合支所等と連携する協働体制の構築を目指します。また，地域間の公平性や均衡ある発展を担うため，新市建設計画の進行状況や，各種計画策定における提案等，住民意見の反映に努めます。

新市においては，地域を支える人材の育成や各種団体間の連携・交流の活性化等，地域において自主的な活動に取り組む個人・団体の支援についても充実を図ります。

地方政府の実現を推進する行財政基盤の確立

自らの責任で完結できる地方政府を創りあげるため，住民自治基本条例をはじめとした条例等の整備や地域社会システムの再編に取り組みます。また，地域の暮らしを支えるサービスは，地域住民の意思と負担で支えられることを前提として，中央政府とは違う役割を担う地方政府の実現を目指します。

未来の子どもたち（市民）に対して，過度の負担（負債）を残さぬよう，自主財源の安定した確保に努め，長期的・総合的な視点に基づいた効率的な財政運営に努めます。また，公共的な事業やサービスを実施・提供する場合において，効率と効果を十分に踏まえた経営体としての取組みを行います。

1 協働：ある課題について関係する各主体が，共通の目標に向かって対等の立場で協力し合うこと。協働の実現に求められるのは，対等性，自主性の尊重，自律性の確保，相互理解，目的の共有，情報の公開等の徹底。パートナーシップといった表現も互換的に用いられている。（地方自治の現代用語・学陽書房）

2 NPO：民間非営利組織。継続的・自発的に社会活動を行う，営利を目的としない民間の活動団体のこと。

男女共同参画の促進

男女共同参画型社会の形成を促進するため、男女共同による育児の実施に向けた啓発活動や保育サービスの充実等の子育て支援体制の充実に努めます。また、家庭や職場、学校等における性別による固定的な役割分担の是正等について、啓発活動を行います。

施策	主要事業の概要	実施期間	
		前期	後期
市民参画のまちづくりの推進 <主なハード事業費：16億円，うち特例債充当分：10億1千3百万円>			
協働体制づくりの促進			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報広聴活動の充実強化 ・ 地域の各種団体(組織)の活動支援 ・ ボランティア，NPO活動に関する情報提供や団体相互の交流等ネットワーク化の支援 ・ 子ども参画の行事検討 		
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館，地域センターの整備 ・ 市民活動拠点施設の整備（既存施設の活用） 		
情報の共有化とネットワーク化			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域FM局の開設支援と事業連携 		
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報化推進事業 （光ファイバー網¹による各種情報ネットワーク構築の検討） ・ 統合型地理情報システム（GIS²）整備事業 		
個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造			
地域自治組織等の検討			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協働による地域自治組織の体制づくり</u> ・ <u>地域自治組織の運営や活動の支援策の検討</u> ・ <u>地域自治組織間の連絡協議会等の設置検討</u> ・ <u>条例等の整備</u> 		

1 光ファイバー網：光を用いて情報を伝達する際に、光の伝送路として用いるきわめて細いガラスでできた繊維ケーブルを張りめぐらせること。

2 GIS：地理的情報をもとに、そこに様々な情報を関連づけデータ化したもの。災害時に発生場所や影響範囲、避難場所情報等総合的に表示するものや、エリアマーケティング、出店計画等にも利用される。

人材育成と団体（組織）の活動支援			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材バンクの設置運営の検討 ・地域リーダーの育成 ・コミュニティ活動の支援 （各種活動，イベントへの助成，情報提供の充実） 		
地方政府の実現を推進する行財政基盤の確立 < 主なハード事業費：60億円，うち特例債充当分：45億6千万円 >			
地方政府への取組み			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権への対応と推進 ・市民憲章の制定 ・住民自治基本条例等の整備 ・地域社会システムの再編（住民 企業 行政，協働体制） 		
行財政改革の推進			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの導入 ・バランスシート¹及び行政コスト計算書の作成と公表 ・専門職の育成確保と職員の資質向上 ・人事評価制度の導入 ・PFI²方式等新たな行政システムの導入検討 		
行政庁舎機能の充実			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設事業 ・旧庁舎の改修工事 （行政機能の分散化と総合支所機能の充実） ・電子政府への取組み 		
男女共同参画の促進			
男女共同参画・人権擁護推進のための環境整備			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報，学習機会の提供 ・人権に対する意識啓発の実施 ・専任組織体制の設置と条例の整備 ・出産，子育て休業後の復帰，再就職の支援 		

1 バランスシート：貸借対照表。一定の時点におけるお金の貸し借り等，財務状態を明らかにするために作成される表。

2 PFI：行政が今まで実施してきた社会資本の整備を，民間の資金・技術・経営能力を活用して実施す手法。

(6) 地域で支え合い心がかようまちづくり（保健・医療・福祉）

子どもから高齢者まで全ての市民が相互に助け合い、住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な事業展開により、元気であたたかさにあふれたまちを実現します。

また、地域の未来を担う子どもたちを育てていくため、家庭や地域における子育て機能を高め、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指します。

総合的な保健対策の推進

市民の健康の保持・増進のため、保健センター等既存施設の機能の充実とネットワークの構築、各種検診の充実等に努めます。また、健康づくりに対する意識啓発・指導の充実を図り、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康に暮らせる生活環境づくりに努めます。

地域医療体制の充実

新市の医療体制の充実を図るため、新市の医療の拠点となる(仮称)中央医療センター、そして地域医療の拠点となる(仮称)地域医療センター（4箇所）を配置するとともに、民間医療施設との連携・機能分担を強化し、まち全体がホスピタルとしての環境整備を推進します。

また、予防から介護までの一貫したサービス提供の構築と外部評価委員会等を設置し、医療の質及び経営の質についても向上を図ります。

さらに、自治体病院と地元医師会との連携を拡充することにより、救急・休日平日夜間診療の充実を図り、市民に安全と安心を与えられる体制づくりに努めます。

高齢者福祉の充実

家庭における介護を支援するため、在宅と施設福祉サービスとの調和がとれた総合的な高齢者福祉を推進し、地域で支えあう福祉のまちづくりに努めます。介護保険制度については、制度の啓発を図りながら、保健・福祉・医療の各機関が連携し、サービス提供体制の効率化とともに、多様なニーズに対応した質の高いサービスが提供される環境づくりに努めます。

高齢者の交流・社会参加活動等を支援するため、社会活動への参画や子どもたちとの交流による生きがいづくり等を総合的に**展開**し、高齢者が安心と生きがいの持てるまちづくりに努めます。

社会福祉の充実

子どもや高齢者をはじめ全ての人々にやさしい環境を形成するため、公共施設のバリアフリー化や歩道の設置等を推進します。

障がい者（児）福祉の充実を図るため、生活の安定や社会参画の促進に向けた相談・支援体制**づくりに努めます。**

地域で相互に支え合う仕組みの強化・充実に取り組む等、市民と行政が連携した社会福祉環境づくり**を目指します。**

子育て支援の充実

子どもたちがのびのびと元気に育っていくことのできる環境を提供するため、子どもたちや家庭が抱える様々な問題に対処する相談指導機能等を強化し、健全な家庭生活を送れるよう支援に努めます。

また、安心して子どもを産み育てられる環境を形成するため、各種施設整備の充実や児童福祉部門と幼児教育部門をはじめ、保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援の展開を図ります。

家庭や地域の子育て力の低下への対応として、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援 - 「次世代育成支援」 - することにより、子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境・体制づくりに努めます。

施策	主要事業の概要	実施期間	
		前期	後期
総合的な保健対策の推進			
	健康に暮らせる体制づくりの推進		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診体制の充実，強化 ・健康管理の啓発（喫煙，飲酒，体重コントロール等） ・健康相談窓口の設置 ・歯科保健の推進 ・保健推進員等人材の育成，確保 ・保健センター等既存施設の機能充実とネットワークの構築 ・健康日本 21¹ 地方版に基づいた健康づくり 		
地域医療体制の充実 < 主なハード事業費：206 億 2 千 5 百万円，うち特例債充当分：50 億円 >			
	地域医療体制の充実		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・救急・休日平日夜間診療体制の堅持と拡充 ・遠隔医療及び病病連携²の充実 ・外部評価委員会の設置 ・経営体質の強化 ・市民参加による病院づくり ・ホームドクター制度，在宅医療の推進 		
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設整備事業 ・歯科診療施設整備事業 ・医療設備（機器）等の整備 		

1 健康日本 21：21 世紀における国民健康づくり運動。

2 病病連携：地域医療ネットワークの一つとして，病院が互いに連携協力・補完しあい，患者のその時の病態にあった入院治療等機能を効率的に提供できるようにする体制。

(7) 自然と共生する循環型のまちづくり（自然環境・生活環境）

山・川，沼や農地等新市が有する豊かな地域環境を維持し，次世代へ継承していくため，自然環境と生活環境の調和を基本に，潤いのある生活環境の実現を図りながら，環境への負荷の少ない，人と自然が共生する循環型のまちを目指します。

豊かな自然環境の保全

新市の豊かな自然環境を未来の子どもたちに残していくため，水源涵養^{かんよう}や土砂災害防止，多種多様な生物の生息空間となる森林の保全をはじめとした自然環境の保全・創出の推進に努めます。また，自然保護意識の啓発や環境学習を行い，多様な主体との協働により，自然環境の保全に努めます。

身近にふれあえる憩いの場の整備

誰もが安心して自然とふれあうことができる空間を創出するため，身近な公園，水辺を利用した親水性の高い，憩いとレクリエーションの場等の整備を推進します。また，生活に関わりの深い里山¹等の適正な管理を進め，身近な自然の保全に努めます。

生活環境の保全・整備

市民が住み続けたいと思う快適な生活環境の形成を図るため，公営住宅建設や住宅団地等の計画的整備，上下水道の維持・管理や整備を推進し，質の高い居住環境の向上に努めます。

また総合的・包括的なまちづくり計画を策定し，秩序ある市街地の形成・誘導に努めます。

循環型社会（ゼロエミッション²）の実現

未来の子どもたちへ「美しいまち」を残すため，市民・事業者・行政の連携により，不法投棄防止対策，ごみの減量化・再資源化や効率的分別収集・処理を推進します。また，省エネルギー化への取組みや新エネルギーの導入，リサイクル型産業の育成等，循環型のまちづくりの推進に努めます。

1 里山：集落の近くにあり，かつては薪炭用木材や山菜等を採取していた，人と関わりの深い森林。

2 ゼロエミッション：異なった業種間協同で地球の限られた資源の使用効率を高め，廃棄物（エミッション）が無くなる（ゼロになる）ことを目指すという考え方。

(2) 地域審議会について

地域審議会の設置について (案)

地域審議会の設置については、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 1 2 日 提出

大崎地方合併協議会
会 長 佐々木 謙 次

協定項目 1 0	地域審議会の設置
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年 3 月 2 9 日法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会は設置しない。</p> <p>ただし、その期待される役割を兼ね、住民自治の理念に基づく、協働を基調とする新たな組織を設置する方向で、合併時まで検討する。</p>	

平成 1 5 年 9 月 1 2 日 提 案

平成 1 5 年 9 月 1 2 日 承 認 (小委員会付託について)

平成 1 6 年 3 月 1 3 日 再提案

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

<p>（地域審議会）</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>（平成11年7月16日法律第87号・追加）</p>	
<p>（市町村建設計画の作成及び変更）</p> <p>第5条（第1項～第6項、第8項、第10項省略）</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。</p>	

- 関連法令 -

地方自治法（昭和22年法律第67号）

<p>（委員会・委員及び附属機関の設置）</p> <p>第138条の4（第1項・第2項省略）</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。</p> <p>ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>	
<p>（附属機関の職務権限・組織等）</p> <p>第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p> <p>3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p>	

1. 木曾町合併協議会（長野県：構成市町村数、2町5村）

調整方針 （内容）	合併特例法に基づく地域審議会を設置しないこととし、その期待される役割等については、新たに設置する地域自治組織の中に盛り込んで検討する。
--------------	---

2. 高梁地域合併協議会（岡山県：構成市町村数、1市4町）

調整方針 （内容）	合併特例法第5条の4第1項に基づく地域審議会を設置しない。ただし、地域局単位に条例で設置するまちづくり協議会等により対応する。
--------------	---

3. 修善寺町外3町合併協議会（静岡県：構成市町村数、4町）

調整方針 （内容）	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置しない。 なお、必要に応じ新市において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく地域審議会等の設置を検討する。
--------------	---

4. 高田郡六町合併協議会（広島県：構成市町村数、6町） H16.3.1 安芸高田市

調整方針 （内容）	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項に規定する地域審議会については、設置しないものとする。 ただし、合併後の新市のまちづくりに住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するために、新市において「まちづくり委員会（仮称）」を条例で設置するものとする。
--------------	--